

R8.5.19(火)

人権と福祉のまちづくり協議会設立総会資料

人権と福祉を大切にした地域づくりとは

1、人権とはなにか

私たちの多くは、住み慣れた地域で、信頼できる人たちに囲まれながら、安心して暮らし続けたいと願っています。そして、それぞれが自分なりの「幸せ」を大切にしながら生きていくことを望んでいます。

幸せのかたちは人それぞれ異なりますが、その幸せを追い求めることは、すべての人に保障されるべき「人権」です。人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく、自分らしく生きるための大切な権利であり、憲法でも保障されています。

【憲法にうたわれている人権の考え方】日本国憲法第13条
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に国民の権利については、公共の福祉の反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

2、人権だけでは解決できないこと

人権は、誰もが人間らしく生きるための大切な考え方です。けれども、人権が守られているだけでは、日々の暮らしの中で生まれる困りごとが、すべて解決できるわけではありません。

「人間らしく生きたい」と思っている人も、家族のことや仕事、生活の不安などを、誰にも相談できず、ひとりで抱えている人もいます。また、「これくらいで相談するほどでもない」「誰に話せばいいかわからない」と、困りごとが表に出ないままになっていることもあります。

3、これからの福祉の役割

福祉とは、特定の人を一方的に助けることではありません。年齢や立場、国籍などに関係なく、誰もが安心して暮らし続けられるよう、必要な支えが、必要なときに届くようにしていくことです。

地域には、高齢者や障がいのある人だけでなく、子育てや仕事、生活に不安を抱える人、家族の問題をひとりで抱えている人など、さまざまな立場の人が暮らしています。

福祉の役割は、そうした声になりにくい困りごとにも気づき、必要な支えにつなげていくことだといえます。

4、人権と福祉を大切にした地域づくり

昔、隣近所で「醤油を貸し借りする」「ちょっとした声をかけ合う」ような、ささやかな関わりが、暮らしを支えてきました。

一人ひとりが大切にされ、安心して声を出せる地域。日常のゆるやかなつながりを土台とし、困りごとが大きくなる前に寄り添い、いざというときには行政や専門職とも連携して、きちんと支え合う地域。そうした地域を、住民みんなで力を合わせてつくっていくことが、「人権と福祉を大切にした地域づくり」と考えます。

人権と福祉でつくる、これからの西大路

これまで(約30年のあゆみ)

同和問題への
取り組みと
人権意識の向上

約30年前

「人権と福祉の
まちづくり」へ

人権の取り組み
(朝陽の里ほほえんでネット)



話し合い・気付き 学び合い・つながり合い

福祉の取り組み
(西大路地区社会福祉協議会)



自分たちの地域は
自分たちでよくしよう 支え合い・助け合い

安心して暮らせる
地域づくりを進めてきた

課題(地域の状況)

少子高齢化が進む



地域の活動を担う
人材が不足



限られた人材だけで地域を運営

困りごとの多様化
(見えにくい課題)



組織の在り方を見直す

これから(統合・目指す姿)

「西大路地区人権と福祉の
まちづくり協議会」を設立
令和8(2026)年5月

人権の
考え方

+ 福祉の
役割

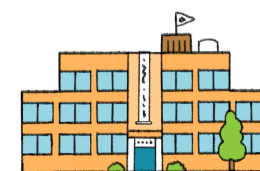
⇒ 地域の
支え合い



“相手を想った”
ちょっとした声かけ

“互いを気遣う”
ゆるやかな関係

行政・専門機関との
連携



ゆるやかなつながり+必要な支援が届く地域

【目指す姿】

・一人ひとりが大切にされ、安心して声を出せる地域
・困りごとが大きくなる前に寄り添い、支え合う地域

